保険金・給付金請求のための用語集

か行	**公的医療保険制度**	けがや病気の治療のために、保険証を持って全国どこの医療機関を訪れても、必要な治療が受けられる法律に基づく医療保険制度です。 当社で販売している医療保険（2014）や医療保険（ＭＩ－０１）など一部の商品は、病気やけがで手術を受けられた場合、公的医療保険制度により、医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として定められている手術が対象となります。
	がん外来治療給付金	被保険者ががんの治療を目的に通院をしたときにお支払いする給付金です。 ※がん外来治療給付特約の付加が必要
	抗がん剤治療に関する給付金	被保険者が抗がん剤治療を受けたときにお支払いする給付金です。 ※抗がん剤治療給付特約 または 抗がん剤・ホルモン剤治療給付特約の付加が必要
さ行	**三大疾病入院一時金**	被保険者ががん、急性心筋梗塞、脳卒中で入院を開始したときにお支払いする給付金です。 ※三大疾病入院一時金特約の付加が必要
	心疾患一時金	被保険者が心疾患で入院を開始したときにお支払いする給付金です。 ※新三大疾病一時金特約の付加が必要
	先進医療給付金	被保険者が先進医療を受けたときにお支払いする給付金です。 ※先進医療特約の付加が必要
た行	**特定部位・指定疾病不担保法**	契約日から一定期間または保険期間のすべてにわたって、身体の特定部位や当社が指定した疾病の治療のための入院や手術などを保障の対象外（不担保）とすることを条件にご契約いただく方法のことです。 適用している場合は、保険証券の特別条件欄に記載されています。
な行	**脳血管疾患一時金**	被保険者が脳血管疾患で入院を開始したときにお支払いする給付金です。 ※新三大疾病一時金特約の付加が必要